

平成 2 1 年 第 2 回 御代田町 議会 定例会  
議事日程 (第 1 号)

平成 2 1 年 6 月 5 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 4 0 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 6 議案第 4 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び一般職の職員の  
給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案につ  
いて
- 日程第 1 9 議案第 5 4 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 0 議案第 5 5 号 浅麓環境施設組合規約の変更について
- 日程第 2 1 議案第 5 6 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度御代田町一般会計補正予算案について

- 日程第 2 3 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について
- 日程第 2 5 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 6 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について
- 日程第 2 7 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 8 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 9 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 0 平成 2 0 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について
- 日程第 3 1 平成 2 0 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

## 平成 2 1 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 1 年 6 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 1 年 6 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 1 年 6 月 1 5 日	午前 1 0 時 1 7 分

### 第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 1 年 6 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 1 年 6 月 5 日	午後 2 時 4 0 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	7 番 市 村 千 恵 子
	8 番 柳 澤 治

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	尾 台 茂 美		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 2 回定例会会議録

平成 21 年 6 月 5 日（金）

開 会 午前 10 時 00 分

### ―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（内堀千恵子君） おはようございます。

これより、平成 21 年第 2 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 21 年 6 月 5 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 25 件、報告 2 件が提出されてい  
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 5 名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） あらためまして、おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る5月29日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成21年第2回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決12件、条例案3件、事件案2件、予算案8件、報告2件の計27件であります。

3月定例会以降提出された陳情等はございませんでした。

会期は、本日より6月15日までの11日間とすることに決定をいたしました。

次に、日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

それでは書類番号1、17ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年第2回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	6 月 5 日	金曜日	午前 1 0 時	開会 会期の決定 諸般の報告 会議録署名議員の指名 町長招集のあいさつ 議案上程 議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日目	6 月 6 日	土曜日		議員審査

第 3 日目	6 月 7 日	日曜日		議員審査
第 4 日目	6 月 8 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	6 月 9 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	6 月 10 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	6 月 11 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 12 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	6 月 13 日	土曜日		休会
第 10 日目	6 月 14 日	日曜日		休会
第 11 日目	6 月 15 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 10 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

6 月 11 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

6 月 10 日 水曜日 午前 10 時 議場

6 月 11 日 木曜日 午前 10 時 議場

全員協議会開催日程

6 月 12 日 金曜日 午前 10 時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（内堀千恵子君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 15 日までの 11 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 6 月 15 日までの 11 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

7番 市村千恵子議員

8番 柳澤 治議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、大変、時節柄お忙しい時期にもかかわらず、全員のご出席をいただきまして、平成21年第2回御代田町議会定例会が開催できますことに、心より感謝を申し上げます。

政府が5月29日に発表した、経済統計によりますと、雇用情勢は一段と悪化をしております。4月の完全失業率は5%に上昇し、5年5カ月ぶりに5%台に達しております。また、4月の有効求人倍率は更に低下し、0.46倍と、過去最低を記録しております。個人消費の低迷も深刻となっております。4月の家計調査によりますと、1世帯当たりの消費支出は30万6,340円に下がってしまい、実質で前年同月比で1.3%の減少となっております。14カ月連続のマイナスということで、過去最長を更新しております。

一方、4月の鉱工業生産指数は、前月比で5.2%上昇し、2カ月連続でプラスとなりました。こうしたことから、鉱工業生産では持ちなおし始めている傾向が窺われ、輸出大企業を中心に、在庫調整や雇用調整を急激に進めた結果、生産は回復傾向に向かい始めたものと考えられます。

いずれにしましても、景気の基調判断がこれまでの急激な悪化が続いているという状況から、このところ悪化のテンポが穏やかになったという変化にすぎませんので、雇用の回復によって日本経済を支える家計消費の回復に向けた対策が求められているものと考えられます。

こうした中で、政府は追加経済対策として15兆円の予算を組んで、不況対策を進めようとしております。既に御代田町には、1億3,000万円が交付されるとの内示も出ておりまして、この予算につきましては、国民の皆さまの大事な大事な



税金であるという認識に立って、真に町民益に適う事業を進め、地域経済と町民生活の支援となり、歓迎される事業を実施していくよう検討作業を進めているところであります。この件につきましては、予算を取りまとめた段階で臨時議会を開催し、ご審議をいただく予定ですので、よろしくお願いをいたします。

今年度を準備期間として取り組みを開始した健康なまちづくり推進プロジェクトの進捗状況について報告します。

このプロジェクトは、多くの町民の皆さまが健康な生活を持続するための施策を展開することを目的に設置をしました。

まずは生活習慣病の予防を組織的に推進する取り組みを、副町長を中心に企画財政課、町民課、教育委員会、保健福祉課など、健康にかかわる各課が共同で計画を立案し、事業展開を図ろうとするものであります。ここで言う生活習慣病とは、脳梗塞、認知症などの脳血管障害と、糖尿病などの腎疾患、心筋梗塞などの新疾患に絞り込んでおりますが、その理由は、これらの血管の破壊に由来する病気の多くは、若いうちからの食事、運動習慣などを改善することにより、大半は防ぐことができるからであります。

本事業につきましては、今回の議案にも載せてありますが、県の元気づくり支援金事業を活用して、町の職員に健康運動指導士という資格を取得させ、町民に対する運動指導を恒常的に行うことが可能となるための人材育成や、健康と体力づくりに直結する健康ウォーキング教室などを順次実施していこうと、準備を進めております。町では、健康なまちづくり推進プロジェクトに先駆けて、私が町長になってから保健師と管理栄養士の増員を計画的に進めてきており、2年前には正職は保健師3名だけで、他に臨時で保健師と看護師が1名、嘱託の栄養士1名でしたが、今年度からは正職の保健師5名と管理栄養士1名の6名に加えて、臨時の保健師・看護師が1名となったことで、正職員の体制を2倍に強化してまいりました。こうした職員体制強化に加えまして、地域に根ざした保健補導員の皆さまなどの大きな活躍があり、更に連携を強化してきたことによりまして、昨年度から始まりました特定検診につきましては、41%の受診率となりました。これを佐久地域の11市町村で比較しますと、人口の極端に少ない自治体を除きますと、御代田町は佐久地域内で第1位の受診率となりました。これはまだ第一歩の成果でありますけれども、引き続き受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

かねてより、私が実施しようとしてきた役場庁内での経費節減の取り組みについては、役場庁内に事務改善委員会を設置して、本格的な議論が始まろうとしています。今日の大不況のもとで、民間企業においても経費の節減を企業活動を存続させる重要課題として実施してきているだけに、役場だけは別の考え方というのでは、地域の信頼を得ることはできません。経費節減という場合、例えばそれは電気をこまめに消すというような小さなことから始まりますが、事業のうえでも、例えばこの間に改善した事業として、御代田駅から佐久市岩村田の路線バスの運行を、佐久市と共同運行にすることにしたことで、浅間病院まで行かれるように利便性も向上し、かつ、年間400万円の経費節減になりました。また、町が維持管理をしている浅間サンラインにつきまして、利用の実態としても町が管理することは妥当なものではないということで、県の管理に移管することを、私たちは粘り強く要望してまいりましたが、このほど、県との間で合意に至り、今年じゅうに県の管理に移管されることがほぼ決まりました。これによって、町の経費は約1億円の節減となりますが、こうした事業面での経費の節減ということも重要な課題となります。

また、よくいわれる、最小の経費で最大の効果を上げるということも重要で、そのためには、全職員が知恵と創意を生かして、事業に取り組む姿勢が求められます。一般的に経費節減というと、それは何かケチケチやるという消極的な発想になりがちですが、必要なことには積極的な姿勢でしっかりと予算を組んで、それを実施する段階では町民益に適う大きな成果を上げることだと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、専決処分事項12件、条例改正案3件、事件案2件、補正予算案8件、報告2件の、計27件であります。

専決処分事項の条例改正は、本年5月1日の人事院勧告により、6月の期末勤勉手当を一般職にあつては0.2カ月、特別職・議員については、期末手当を0.15カ月を暫定的に引き下げる改正です。

他の専決処分事項の7件は、平成20年度一般会計及び特別会計補正予算の専決です。歳入につきましては、町税、地方交付税、国・県補助金などの額の確定、歳出におきましては、事業完了によります事業費の確定に伴う補正であります。

条例改正の主なものは、昨年的人事院勧告により、職員の勤務時間を1日8時間から7時間45分に、15分短縮する条例の一部を改正するものです。

事件案につきましては、浅麓環境施設組合の規約改正と、町道の新規認定8路線

であります。平成21年度一般会計補正予算の概要ですが、まず、歳入につきましては、国及び県支出金では地域発元気づくり支援金事業の採択に伴います交付金や妊婦検診の公費負担に伴います県補助金で947万円の増額、諸収入においては、上宿区のあずまや、ベンチ等の設置に伴いますコミュニティー助成事業及び町民広場芝生化工事の財源とするスポーツ振興くじ助成金の合計610万円の増額です。また、町債では町民広場芝生化工事で予定していた390万円を減額し、歳入補正額の合計は1,206万円の増額です。

歳出につきましては、人事異動等に伴う職員人件費及び臨時職員等の賃金の補正のほか、上宿区に対するコミュニティー助成事業補助金190万円、妊婦検診の公費負担を5回から14回に増やしたことにより、妊婦乳児健康診査経費773万円、国有林緩衝帯整備事業97万円などで、今回の補正額979万円となります。

以上、歳入歳出の差額を予備費で調整し、補正額1,206万円の増額を行い、歳入歳出予算総額を66億6,926万円とする予算案であります。

特別会計の補正予算の主なものでは、国民健康保険事業勘定特別会計では、臨時職員賃金など一般会計より組みかえによる増額補正、老人保健医療費特別会計では、高額医療費及び返納金の増額補正、介護保険事業勘定特別会計補正予算では、人事異動による職員人件費、修正申告に伴う保険料の還付金の計上、小沼地区簡易水道事業特別会計では、水質検査業務の増額補正、御代田町簡易水道事業特別会計では、小沼地区簡易水道事業特別会計への繰出金の計上、公共下水道特別会計では、浄化管理センター水処理及び汚泥処理施設の増設にかかわる債務負担行為の計上、後期高齢者医療特別会計では、制度改正に伴うシステム改修費用の計上によるものであります。

報告事項につきましては、平成20年度御代田町土地開発公社の事業報告と、平成20年度御代田町一般会計繰越明許費計算書の報告であります。

以上概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明をしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採決をお願い申し上げます。議会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） これより、議案を上程いたします。

○議長（内堀千恵子君） 日程第5 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは議案書の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第40号について、ご説明申し上げます。

議案第40号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成21年6月2日提出

御代田町長

4ページをお開き願います。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、専決処分する。

平成21年5月28日専決

御代田町長

5月28日に専決した理由でございますが、6月に支給する期末勤勉手当の支給基準日が6月1日であるため、条例改正する場合には、支給基準日前に改正する必要があるためでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例は、一般職の職員の給与に関する条例、御代田町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の3本をまとめたものでございます。いずれの条例も、6月に支給する期末勤勉手当を暫定的に凍結するため、附則で改正しております。別表でご説明いたしますので、資料番号1をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

人事院は、本年5月1日、国会内閣に対し、国家公務員に6月に支給される期末勤勉手当に関し、引き下げの特例措置を勧告し、政府は、現下の社会情勢などを検討を行い、5月8日の給与関係閣僚会議において実施することに決定しました。

また、同日付けで総務省公民部長より、各地方公共団体においても国の扱いを基本として対応されたいとの通知があり、当町も人事院勧告に準じた条例改正を行ったものでございます。

最初に、一般職の職員の給与に関する条例ですが、一般職の職員、係長以下ですが、期末手当が1.40月から1.25月に、0.15月引き下げ、勤勉手当が0.75月から0.70月の0.05月の引き下げで、計2.15月から1.95月の0.20月の引き下げでございます。

次に、課長等補佐、課長ですが、期末手当が1.20月から1.10月に0.10月の引き下げ、勤勉手当が0.95月から0.85月の0.10月の引き下げで、計2.15月から1.95月の0.20月の引き下げでございます。この引き下げによる額は約720万円でございます。

次に御代田町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例ですが、期末手当1.60月から1.45月の0.15月の引き下げでございます。この引き下げによる額は、約29万円でございます。

次に議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例ですが、期末手当1.60月から1.45月の0.15月の引き下げでございます。この引き下げによる額は、約56万円でございます。

総計約805万円でございます。

以上で、専決条例の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第40号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第41号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀千恵子君) 日程第6 議案第41号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第41号 専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、平成21年度御代田町一般会計補正予算(第8号)についてです。専決理由は、歳入につきましては各種の補助金、税、交付金、それから地方交付税等の確定によるものでございます。歳出につきましては補助金等の確定による事業の調整及び確定によるものが主なものでございます。21年の3月31日に専決をさせていただきました。

それでは予算の内容についてご説明をいたしますので、予算書の1ページをお願いをしたいと思います。

平成20年度御代田町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ8,275万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ54億4,224万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費の補正) 第2条 既定の繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

それでは、内容につきまして資料ナンバー2をお開きいただきたいと思います。資料ナンバー2でご説明をしたいと思います。

まず、歳入。1、町税。項1、町税。補正額130万円の減額でございます。個人の現年度分で350万円、それから法人で確定申告等の増加によりまして150万円の増額でございます。

項2、固定資産税。1、260万円の増額です。現年度分で徴収率が96.8%に上がったということで、1,000万円の増額、滞納繰越分で260万円の増でございます。

3の軽自動車税。57万円の増でございます。徴収率の増でございます。

続きまして項4、町たばこ税、128万5,000円の減額でございます。喫煙本数の減少によるものでございます。

項6、都市計画税110万円の増額です。現年度分で70万円の増額でございます。

項7、入湯税。1万1,000円の減額でございます。入浴者の減少によるものでございます。

続きまして2の地方譲与税ですけれども、地方譲与税の2から7までの譲与税、交付金等につきましては、額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページの款の8、自動車取得税交付金。それから9の地方特例交付金につきましても、額の確定によるものでございます。

款10、地方交付税。項1、地方交付税。補正額7,820万5,000円でございます。これにつきましては、特別交付税の確定ということで、当初予算で5,000万円を盛ってありまして、額が確定したことによりまして7,820万5,000円の増でございます。

11の交通安全対策特別交付金でございます。2万2,000円の減で額の確定でございます。

12の分担金及び負担金です。補正額で487万6,000円の増額でございます。内容ですけれども、草越地区の畑総事業の地元負担金でございます。

13の使用料及び手数料です。項1の使用料、196万8,000円の増額でございます。主なもので保育園の使用料の158万3,000円の増でございます。

それから2の手数料76万7,000円の増でございます。戸籍住民謄抄本等の交付手数料等の増でございます。

それから14の国庫支出金。項1の国庫負担金。264万2,000円の減額でございます。主なものといたしまして、一番下の障害者自立支援給付国庫負担金282万3,000円の減額でございます。

項2、国庫補助金。354万3,000円の増額でございます。主なもので、一番下の公立学校施設整備費補助金374万円の増額でございます。

項3、委託金。19万1,000円の減額でございます。主なもので国民年金の事務費18万9,000円の減額でございます。

款15、県支出金。項1、県負担金。144万8,000円の減額でございます。主なもので、障害者自立支援給付県負担金、138万4,000円の減額でございます。

項2、県補助金。251万8,000円の減額です。主なもので、乳幼児医療費238万3,000円の減額でございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

項3、委託金。5,000円の増額でございます。これは人口動態事務でございます。

款16、財産収入。項1、財産運用収入。補正額で71万1,000円の減額でございます。各種基金等の確定によるものでございます。

17の寄附金。項1の寄附金。2万5,000円の増額でございます。これはふるさと創生寄附でございます。

18の繰入金。項2の基金繰入金。200万円の増額でございます。これは高額療養費つなぎ資金貸付基金の繰入金200万円でございます。

款19、繰越金。項1、繰越金。1,010万円の減額でございます。これにつきましては、繰越明許費の関係でございまして、繰越明許費の20年度の繰越明許費ですけれども、既収入の特定財源補助災害復旧事業債1,010万円について、



20年度に繰越明許費の財源として繰り越さなければならなかったものが19年度収入としたため、今回の減額補正をお願いをするものでございます。既収入の特定財源につきましても、本来はそれをもって20年度に繰越をしなければならないわけですが、実際にそれが19年度の収入として既に処理がされていたということがございまして、今回減額補正ということでありまして、本来、専決でこの補正をするべきことではないと思うんですけれども、こういう事態が起きたということでございますので、ここで専決補正をさせていただきたいということで、申しわけありません。よろしくをお願いをしたいと思います。

それから項4、雑入。251万3,000円の増額でございます。これにつきましては、市町村振興宝くじの交付金225万5,000円でございます。

合計で補正額8,275万3,000円で、補正後の予算額が54億4,224万2,000円でございます。

次に4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2の総務費。項1の総務管理費。補正額で442万8,000円の減額でございます。これは各種のものがあるわけですが、主なもので広報文書費や通信費等で125万1,000円の減額でございます。

3の戸籍住民基本台帳費。62万円の減額でございます。消耗品、一般修繕料等でございます。

款3の民生費。項1の社会福祉費。補正額で3,615万8,000円の減額でございます。主なもので障害者自立支援給付費で452万9,000円の減、それから後期高齢者医療給付費負担金466万1,000円の減でございます。

項2、児童福祉費。補正額で757万6,000円の減額でございます。主なもので乳幼児医療費646万7,000円の減でございます。

款4の衛生費。項1の保健衛生費。補正額で92万3,000円の減でございます。主なもので個別排水の特別会計への繰出金、69万5,000円の減でございます。

項2の清掃費。570万6,000円の減額です。主なもので一般廃棄物処理委託料、378万円の減額でございます。

款6、農林水産費。項1、農業費。補正額で21万1,000円の減額ござい

ます。

次のページ、5ページをお願いいたします。

項2、林業費。補正額51万円の減額でございます。内容のところに書いてあるとおりでございます。

それから項3、農地費。補正額269万円の減額でございます。国調等の委託料等の減によるものが主なものでございます。

款7、商工費。項1、商工費。補正額で194万3,000円の減額でございます。内容ですけれども、中小企業資金保証料の負担金194万3,000円の減でございます。

款8、土木費。項1、土木管理費。補正額61万1,000円です。住宅新築資金への繰出金の増額でございます。

項2、道路橋梁費。補正額633万5,000円の減額でございます。これにつきましては、道路の維持補修の原材料、それから除雪の重機の借上料等でございます。

項4の都市計画費。補正額で631万1,000円の減額でございます。内容ですけれども、下水道特会への繰出金631万1,000円の減ということで、使用料負担金の増によるものでございます。

款9、消防費。項1、消防費。246万8,000円の減額でございます。消耗品、それから消防機材等の減額でございます。

款10、教育費。項1、教育総務費。35万円の減額でございます。私立幼稚園への補助金の減額等でございます。

項2、小学校費。135万円の減額です。南北小学校のフリー会話ホン工事の減額でございます。

項3、中学校費。35万円の減額です。燃料費でございます。

項4、社会教育費。179万9,000円の減額でございます。清掃とか夜間管理委託料等の減額とそれから消耗品等の減額によるものでございます。

項5、保健体育費。補正額256万1,000円の減額でございます。施設の修繕料、それから委託料等の減額によるものでございます。

款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。100万円の減額でございます。これにつきましては、災害復旧工事費でございます。

次の6ページをお願いいたします。

14の予備費でございます。予備費につきましては、歳入歳出を予備費1億6,543万1,000円の増で調整をさせていただきまして、予備費の補正後の予算額で2億5,344万1,000円ということになります。補正額で8,275万3,000円、補正後の予算額でトータルで54億4,224万2,000円でございます。

続きまして今度は予算書の7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。繰越明許の補正でございます。一般会計補正予算の第6号で第2表繰越明許費をお願いいたしました子育て応援の特別手当事業の補正でございます。

款2、民生費。項2、児童福祉費。補正前の額ということで965万1,000円、補正後の額ということで967万3,000円、2万2,000円の増額の補正でございます。これにつきましては、時間外勤務手当分の増額の補正でございます。これにつきましては、国の景気対策等で直接お金がほぼ全額来ているということの中で、最終的に繰越明許費の補正をこの専決をお願いをしたということでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

1点だけお聞かせください。

先ほどの繰越金、1,010万円ですか、説明、ちょっとわからなかったもので、もうちょっとわかりやすく説明をしていただきたいのと、この予備費に1億6,500万円の補正ですけれども、なぜ基金なり何なりへの積立ができなかったか。それとお聞かせください。

○議長（内堀千恵子君） 内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） まず1点目ですけれども、繰越金が何でここで減額されたかということについて、もう一度きちんと説明をしろということでございます。災害復旧事業につきまして、繰越明許をさせていただきました。19から20につきまして。それで繰越をさせていただいて、それで災害復旧費の事業債という起債を借りておりまして、これが1,010万円借りておりました。この起債につきまして、本来既収入、もう既に入ってきた特定財源としてこれを次の年に繰越をしなければいけないということで、議会の方をお願いをしてありました。ところが、ここにきまして決算等いろいろお金のやり取りを見て調整をしている中で、既にこのお金について20年度ではなくて19年度の会計の中にお金が入っていたと。それを入れて決算をしていたと。19年度で。本来であれば、それをもって20年度に繰越をしていかなければいけないんですけれども、20年度にお金が入っていたということで今回、本来は20年度の収入として繰越として見なければいけないものが19年度でもう既に入っていたということの中で、今回減額補正をさせていただいたということで、先ほど私の方から陳謝させていただきましたけれども、当初の段階できちんと処置ができなかったことによって、この専決補正でこういうことが起きてしまったということでございます。よろしいでしょうか。

それからあともう1点、何で基金に積まないのかということでございますけれども、いまのところ、予算上では、えっと済みません。

○3番（武井 武君） 当初予算では1億円積んであるんだよな。1億5,000万円ぐらい、1億円ぐらいは余裕があるんだよな。

○企画財政課長（内堀豊彦君） で、今回、予備費ということで、予備費に2億5,344万4,000円、これだけその予備費が出るのだから、基金等に積むべきじゃないかということでよろしいでしょうか。

はい、これにつきましては、当初予算で繰越1億円見てありまして、残といたしましてその引き算をやった額と。これは実際には予算額ですので、決算の数字はまだこれより伸びます、現実的には。そんなような状況なんですけれども、今回の経済対策等がございまして、臨時議会をお願いをしたいということで、町長の方からもうお話ありましたけれども、その財源として、臨時議会、それから9月と、やはりやらなければいけないことが景気対策等が出てくる可能性があるということで、今回、基金に積まないで繰越をさせていただいたということでございます。以上で

す。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

ちょっと2点、お聞きしたいと思います。

まず、ページ、25ページですけれども、25ページの民生費の社会福祉費。説明の方でいう、障害者自立支援給付費。先ほど説明では、国の負担、補助金とかが減らされてきているわけですけれども、この減額の主な理由について、まず1点。その利用、かなり自己負担が増えた中での利用を控えているというのがあるのかどうなのかということをお聞きしたいわけですが。

次、2点目ですけれども、28ページ、その次のページになります。これは児童福祉総務費の中の乳幼児医療費であります。乳幼児医療費、当初予算では2,872万円ほど積まれていたと思うんですけれども、20年度においては小学1年生から6年生まで引き上げに、対象年齢が引き上げになったわけですが、この医療費の引き上げられたことによりまして、その医療費の伸びはどの程度だったのかをまず1点、お聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

25ページの障害者自立支援給付費の減額理由ということと、それから利用者がどうだというお話でございますけれども、この給付費につきましては、7,100万円余りを当初予算で見込んでおりました。予算見積り時には新規利用者も見込んでおりましたけれども、施設入所等の新規利用はありませんでした。必要な方は必要な状況で使ってきているという現場では判断はしてございます。それから施設入所者の長期入院等によりまして、施設の利用日数が減少したことも不用額が増えた原因だと、こんなふうに考えております。

それからもう1点、28ページの方の乳幼児医療費の646万7,000円の大

幅な減額のことについてでございますが、平成19年度までは3歳未満児のみが2割の自己負担でございましたけれども、平成20年度からは3歳以上の就学前児童までが従来の3割負担から2割負担となりました。これによりまして、就学前児童の医療費の比較で、約500万円減額になってございます。平成20年度は町単独事業で小学校6年生まで対象年齢を引き上げてございます。小学生の医療費は約650万円でございますので、乳幼児、児童の医療費総額では、前年よりも150万円ほど支出が増えたという状況でございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） それでは、先ほどのその障害者の件ですけれども、それについてはまあ新規の入所を見込んでいたけれども、それがなかったということの減額の原因だったということですね。だからその利用が抑制されたというふうには担当課ではとっていないということですね。

2点目ですけれども、その乳幼児医療費の大幅な今回646万7,000円という減額になったわけですけれども、いまの説明だと、その自己負担分が2割、3割の部分が2割のやつが年齢が引き上がった分での減額が主にあったということですね。小学校6年生までにしたけれども、そんなに増えなかったのではないのかなというふうには思ったんですが、その2割の部分の負担のところでの500万円というのが大きいということの理解で。了解しました。

終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第41号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第42号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第7 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第42号 専決処分事項の報告について、ご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成21年3月31日専決いたしましたので、ご報告いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。補正額61万1,000円の増額でございます。これにつきましては、会計内で不足する額を一般会計より繰入をするというものでございます。

款3、諸収入。項1、貸付金元利収入。62万4,000円の減額でございます。返済が見込めない額の減額をお願いするというものでございます。

それから款4、県支出金。項1、県補助金。1万3,000円の増額でございます。

す。これは事務費に対する県よりの補助がございますが、増額となったものということでございます。

3 ページでございますが、歳出については財源変更のみということで、増減ございません。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（3 番 武井 武君 登壇）

○3 番（武井 武君） 3 番、武井であります。

住宅新築資金特別会計でございますけれども、町長、昨年におかれましては、町長自ら個別訪問等をし、歳入増収に努めたというお話をされたわけでありましてけれども、今年はそういうことは町長、行わなかったのか、どういう方法で徴収をされたのか、お聞かせください。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えします。

今年も滞納者については訪問を行いました。特に問題の多いところについて、訪問活動を行ったということではありますが、大きな改善は見られませんでした。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3 番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第42号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第43号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀千恵子君) 日程第8 議案第43号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の10ページをお願いいたします。

議案第43号 専決処分事項の報告について

11ページをお願いいたします。

専第8号 専決処分書

地方自治法179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)について、専決処分する。

平成21年3月31日専決

御代田町長

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ540万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ13億7,536万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正で歳入でございます。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。既定額から471万1,000円の減額であります。これにつきましては、現年課税分で2,100万円余の減、退職分で1,600万円余の増という状況でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。療養給付費国庫負担金で1,537万円の増。

項2、国庫負担金。普通調整交付金の減等で1,281万1,000円の減であります。

款4、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。169万2,000円の減額であります。これは退職者医療給付費交付金が減額になったものでございます。

それから款5、前期高齢者交付金。項1、前期高齢者交付金。既定額から202万3,000円を減額するものでございます。これは項目のとおりでございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。54万8,000円の増額でございます。特定健診等の負担金であります。

項2、県補助金。既定額から1,095万1,000円を減額するものであります。県の財政調整交付金であります。

款8、共同事業交付金。項1、共同事業交付金。既定額に1,109万3,000円を増額するものでございます。高額療養費と保険財政安定化の共同事業からの交付金であります。

それから款9、財産収入。項1、財産運用収入。既定額に39万8,000円の増額です。基金の利子でございます。

款10、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から236万7,000円を減額するもので、一般会計からの繰入金であります。

款12、諸収入。項2、貸付金元利収入。既定額を全額減額するもの、28万円を減額するものでありまして、出産費貸付金の実績がなかったことによります。

3ページをお願いいたします。

項3、受託収入。受託事業収入でございます。補正額は既定額から110万9,000円を減額するものであります。これは特定健診の受託費でございます。

項4、雑入。既定額に313万円の増額をお願いするものでありますが、法第64条による第三者納付金でございます。

補正額合計が、減額の540万5,000円で、歳入合計13億7,536万円となります。

4ページをお願いいたします。

歳出であります。款1、総務費。項1、総務管理費。既定額から6万8,000円を減ずるもので、普通旅費の不用減でございます。

項2、徴税費。規定額から46万4,000円を減額するものでありまして、これは通信運搬費の不用であります。

それから項3、運営協議会費。既定額から10万8,000円を減額するものでありますが、これは委員報酬等であります。

款2、保険給付費。項1、療養諸費。既定額から4,704万4,000円を減額するものです。これは一般被保険者の医療費給付費等でございます。

それから項2、高額療養費。既定額から339万9,000円を減額するものです。これは退職被保険者の高額療養費等であります。

項3、出産育児一時金でございますが、既定額から160万円を減額するものであります。

項4、葬祭諸費。既定額から28万円を減額するものであります。これも葬祭給付費であります。

それから款3、後期高齢者支援金等。項1、後期高齢者支援金等でございますが、これと、それから前期高齢者納付金等、款5の老人保健拠出金、それから介護納付金につきましては、財源変更でございます。

款7、共同事業拠出金でございます。項1、共同事業拠出金。既定額から1,000円を減額いたします。退職者医療の共同事業であります。

款8、保健事業。5ページをお願いいたします。項1、特定健診等事業費。既定額から21万1,000円を減額するもので、これは通信運搬費等であります。

項2、保健事業。既定額から257万円を減額するもので、人間ドック補助金等でございます。

款11、諸支出金でございますが、項1、償還金及び還付加算金でございます。既定額から100万円を減額するもので、これは国庫への返還金でございます。

款12の予備費でございますが、既定額に5,134万円を増額するものであります。補正額の合計が540万5,000円を減額いたしまして、歳出総額13億7,536万円とするものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

1点お聞きいたします。

20年度の国保の補正予算でありますけれども、新年度予算のときにはまだ2月3月の医療費というのが確定していないというところでの繰越金が8,000万円ほどというようなお話がございました。そういう中で今回の補正である程度税が確定、会計自体が確定してきて、今回、医療費が国保税の方が471万円がマイナスでしたけれども、医療費がかなり5,232万円と減額になったことによって、積立、予備費の方に5,134万円が積み立てられたということで、これが翌年度の繰越になっていくのではないかなということで、現在のその基金残高と、この国保会計の状況についてをちょっとお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

20年度の国保会計の決算見込みをもとに、いまのご質問にお答えをしたいと思います。

前年比、歳入が微増、歳出が減少になっておりますのは、被保険者が減少したことによります。これは75歳以上の後期高齢者が国保から離脱をしてございますので、被保険者が減少してはおります。この減少があつたにもかかわらず、医療費は2.7%上昇しております。ですから、国保会計の状況の中で、医療費の適正化が進んだという状況にはまだなっておりません。単年度収支では20年度は約1億1,000万円余りの繰越となる見込みでございます。19年度の積立が

2,000万円、基金積立が2,000万円と、繰越金が8,090万8,000円。約1億100万円の実質的な繰越と比較をいたしますと、約900万円程度、若干の黒字決算となる見込みでございます。

歳入では、ご指摘のように、国保税の収入の落ち込み、それに伴う国・県の調整交付金の減額、歳出では医療費の増大という痛手があったわけでございますけれども、これにもかかわらず、前期高齢者交付金、これが2億円近く交付されておりまして、これによって単年度収支はトントンの状況になってきております。

この前期高齢者の交付金の関係につきましては、この前期高齢者の人数は医療保険制度の保険者ごとに異なるために、各保険者の加入者数に応じて、保険者間の負担の不均衡を調整するためのものがございます。現在、町の国保は加入者数が多いため、交付金が多く交付されている状況でございますけれども、この交付金の負担が、他の各保険者の会計を圧迫する状況にもなってきておりまして、保険者が破綻をするというような状況も、今後視野に入れていかなければいけないのではないかと。そうすると、継続してこの交付金が交付されるかは、まだ予断を許さない状況だと、こんなふうに考えております。

20年度末の基金残高でございますけれども、6,657万円でございます。ですが、この額ですと新型インフルエンザの、まだ私どもの方へは来ておりませんが、パンデミックが起きたら、1回で軽く吹き飛ばされてしまう程度の額ではないかというふうに考えております。

平成21年度は、国・県補助金の交付状況や医療費の進捗状況等を、これ新型インフルエンザ秋以降ちょっと心配される場所なんですけれども、それらを勘案して基金の積立について増額を検討してまいりたいと、こんなふうに考えております。ですから、まだ国保会計自体は国保税を下げられる状況とかそういった状況にはございません。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第43号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩といたします。

(午前11時14分)

(休憩)

(午前11時27分)

○議長(内堀千恵子君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第9 議案第44号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀千恵子君) 日程第9 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第44号 専決処分事項の報告についてでございます。

13ページをお願いいたします。

専第9号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、平成20年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算(第4号)について、専決処分する。

平成21年3月31日専決

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の老人保健医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ124万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,841万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方自治法179条第1項の規定により、専決処分する。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入であります。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額に62万6,000円を増額補正するものであります。これは過年度分の負担金等でございます。

款3、県支出金。項1、県負担金。既定額に12万6,000円増額補正をするものでございます。医療費負担金でございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金でございます。既定額から358万9,000円を減額するものでございます。

款6、諸収入。項1、延滞金及び加算金でございます。実績がございませんでしたので、全額減額するものでございます。これは不正利得徴収金に係る延滞金及び加算金であります。

項2、雑入。既定額に159万3,000円を増額するものでございまして、これは第三者納付金でございます。

補正額の合計が、124万6,000円の減額で、補正後の歳入合計は9,841万6,000円となります。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額から25万3,000円を減額いたします。消耗品費等であります。

項2、医療諸費。項1、医療諸費。既定額から88万9,000円を減額するものでございます。これは医療給付費でございます。

款 3、諸支出金。項 1、償還金。既定額から 10 万 1,000 円を減額するものでございます。これは償還金、還付金等であります。

款 4、予備費。既定額から 3,000 円を減額するものでございます。

補正額の合計が 124 万 6,000 円の減で、歳出合計は 9,841 万 6,000 円とするものでございます。

以上でございます。ご承認のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 44 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 44 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 10 議案第 45 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第 10 議案第 45 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 14 ページをお願いいたします。



議案第45号 専決処分事項の報告についてでございます。

15ページをお願いいたします。

#### 専第10号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、平成20年度御代田町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分する。

平成21年3月31日専決

御代田町長

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,716万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億698万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入であります。

款1、保険料。項1、介護保険料。規定額から145万円を減額するものでございます。収納率が見込みまで達しなかったことによる減額でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。規定額から132万4,000円を減額するものでございます。この国庫負担については、一部の精算が21年度となるために減額するものであります。

項2、国庫補助金。既定額から486万3,000円を減額するもので、これは交付額の確定によるものでございます。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。既定額から473万7,000円を減額するもので、交付額の確定によるものでございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。既定額から5万8,000円を減額するもので、これも交付額の決定によるもの、確定によるものです。

項 2、財政安定化基金支出金。これは借入を行いませんでしたので、全額を減額するものであります。

項 3、県補助金。既定額から 4 万 3, 0 0 0 円を減額するもので、障害者ホームヘルプサービスが見込額を下回ったことによるものであります。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額から 4 6 8 万 7, 0 0 0 円を減額するもので、町負担額の確定により、一般会計繰入金を減額するものであります。

それから款 1 0、諸収入。項 3、雑入。これにつきましては、第三者納付等が実績がございませんでしたので、全額を減額するものであります。

補正額の総額が 1, 7 1 6 万 7, 0 0 0 円を減額いたしまして、歳入合計が 9 億 6 9 8 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務費。既定額から 1 4 4 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございまして、事業費確定による不用減であります。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費。既定額から 1, 4 4 3 万円を減額するもので、居宅それから施設サービスともに見込みを下回りましたので、この不用減を減額するものであります。

款 4、地域支援事業費。項 1、介護予防事業費。これにつきましては、財源変更でございます。

項 2、包括的支援事業任意事業費でございますが、既定額に 4 万 8, 0 0 0 円を増額するものです。賃金を他の事業からつけかえによる不足額を計上したものであります。

款 8、予備費でございますが、既定額から 1 3 4 万 3, 0 0 0 円を減額するものであります。

補正総額が 1, 7 1 6 万 7, 0 0 0 円を減額いたしまして、歳入歳出合計が 9 億 6 9 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

以上でございます。ご承認をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――日程第11 議案第46号 専決処分事項の報告について――

○議長(内堀千恵子君) 日程第11 議案第46号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第46号 専決処分事項の報告についてでございます。

17ページをお願いいたします。

専第11号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)についてを専決処分する。

平成21年3月31日専決

御代田町長

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)は、次に定

めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ29万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,135万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、後期高齢者医療保険料。項1、後期高齢者医療保険料。目内での特徴と、普通徴収の増減により、項の補正額は0となっております。

それから款2、使用料及び手数料。項1、手数料。既定額から6,000円を減額するものでございまして、納付証明書等の実績がなかったことによるものでございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から42万2,000円を減額するもので、事務費、それから人間ドックにかかる交付金等が確定したことによります。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。既定額から3,000円を減額するものであります。

項2、償還金及び還付加算金。これは実績がございませんので、全額を減額するものであります。

項5、雑入。既定額に15万8,000円を増額するもので、特別調整交付金であります。

款8、広域連合支出金。項1、広域連合支出金。既定額から2万円を減額するもので、額の確定によります。

補正額の総額が25万9,000円の減で、歳入歳出合計が9,135万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額から1万1,000円を減額するもので、印刷製本費の不用減であります。

項 2、徴収費。これは財源変更でございます。

款 2、後期高齢者医療広域連合納付金。項 1 も同じでございます。これも財源変更でございます。

款 4、予備費。既定額から 2 万 3, 0 0 0 円を減額するものであります。

款 5、保健事業費。項 1、健診事業費。既定額から 1 万円を減額するもので、消耗品等の不用減であります。

項 2、保健事業費。既定額から 2 5 万円を減額するもので、人間ドック補助金の不用減でございます。補正総額が 2 9 万 5, 0 0 0 円の減で、歳出合計は 9, 1 3 5 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

以上であります。ご承認をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 4 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 4 6 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 1 2 議案第 4 7 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 2 議案第 4 7 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の18ページをお願いいたします。

議案第47号 専決処分事項の報告について、ご説明いたします。

平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、平成21年3月31日専決しましたので、ご報告いたします。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ2,537万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,335万3,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。40万円の減額でございます。これは収入見込みの精査による減額でございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。207万4,000円の増額でございます。新規加入金の増によるものでございます。

款3、財産収入。項1、財産運用収入。補正額12万1,000円の減額でございます。預金利子の利率の見込みの減ということでございます。

款4、繰入金。項2、基金繰入金。補正額2,700万円の減額でございます。当初、配水池の緊急遮断弁設置等大型事業の財源として、基金の取り崩しを考えておりましたが、工法の再検討等によりまして、大幅に事業費を縮減することができました。そのために繰入を必要としなくなったことによる減額でございます。

それから款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。補正額7万円でございます。延滞金の収入の増によるものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。244万7,000円の減額でございます。事業確定による減ということでございます。

それから項2、施設管理費。560万円の減額でございます。修繕費等が主でご

ございますが、事業確定による減ということでございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費でございますが、財源変更のみということで、補正はございません。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。2、657万3,000円の減額でございますが、これにつきましては、財源の関係から基金への積立ができないということになったものでございます。

款 5、予備費。項 1、予備費。924万3,000円でございますが、事業確定によるものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第47号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第13 議案第48号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第13 議案第48号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の20ページをお願いいたします。

議案第48号 専決処分事項の報告について、ご説明いたします。

21ページでございます。

平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、平成21年3月31日専決しましたので、ご報告いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ25万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億2,387万1,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。補正額50万円でございます。これは収入の増によるものでございます。

それから款3、財産収入。項1、財産運用収入。24万3,000円の減額でございます。これは預金利子の利率の見込みの減ということでございます。

それから3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。324万1,000円の減額でございます。これは事業確定による減額でございます。

項2、施設管理費。125万2,000円の減額でございます。修繕費等が主でございますが、確定による減額でございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。これは財源変更でございます。

それから予備費でございますが、475万円の増としておりまして、事業確定によるものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。



(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第48号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第14 議案第49号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀千恵子君) 日程第14 議案第49号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の22ページをお願いいたします。

議案第49号 専決処分事項の報告について、ご説明いたします。

23ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、平成21年3月31日専決しましたので、ご報告いたします。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ7億383

万円とする。

(地方債の補正) 第2条 既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。補正額1,030万円の増額でございます。これにつきましては、受益者負担金の一括納入者等の増によるものでございます。

それから使用料及び手数料。使用料でございますが、348万円の増でございます。有収水量の増によるものとなっております。

それから繰入金。他会計繰入金でございますが、614万1,000円の減額でございます。自前での収入増によって、一般会計からの繰入を減とするものでございます。

それから諸収入。延滞金及び過料。89万円の増でございます。延滞金の収入増によるものでございます。

それから雑入。これにつきましては、消費税の還付が受けられなかったことによるものでございまして、584万9,000円の減額ということでございます。

それから町債でございますが、230万円の減。事業確定による起債の減額でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございますが、款1、土木費。項1、都市計画費。636万円の減額でございます。主に維持工事費でございます。事業確定による減ということでございます。

それから款2、公債費。項1、公債費でございます。126万円の減額でございます。起債償還の関係でございます。事業確定による減ということでございます。

それから予備費でございますが、800万円ということで事業確定によるものでございます。

それから4ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。

起債の目的 公共下水道事業。補正前の限度額6,550万円を、補正後限度額6,320万円とする変更でございます。

起債の方法、利率、償還方法等につきましては、従前と同じでございます。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第49号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第15 議案第50号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀千恵子君) 日程第15 議案第50号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) 議案書の24ページをお願いいたします。

議案第50号 専決処分事項の報告について、ご説明いたします。

25ページですが、平成20年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、平成21年3月31日専決しましたので、ご報告いたします。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、

それぞれ25万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ5,857万7,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。26万円の減額でございます、事業確定により、一般会計からの繰入を減額するものでございます。

諸収入。1の雑入でございます。8,000円の増額でございます、金抜設計手数料の収入によるものでございます。

それから延滞金及び過料。2,000円の増額でございます、延滞金が発生して、その収入によるものということでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、農林水産業費。項1、農地費。25万円の減額でございますが、維持管理経費でございます、事業確定による減でございます。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第50号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――日程第16 議案第51号 専決処分事項の報告について――

○議長（内堀千恵子君） 日程第16 議案第51号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書26ページをお開き願いたいと思います。

議案第51号 専決処分事項の報告について、ご説明をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、平成21年3月31日専決しましたので、ご報告いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ60万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,141万9,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。11万3,000円の減額でございます。有収水量の減によるものでございます。

繰入金。項1、他会計繰入金でございます。69万5,000円の減額でございます。事業確定により、一般会計からの繰入を減額するものでございます。

それから繰越金。項1、繰越金でございます。20万3,000円。これは前年度よりの繰越金ということでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、衛生費。項1、清掃費。20万5,000円の減額でございます。

それから予備費。40万円の減額でございます。それぞれ事業確定によるものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第51号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

(午後12時05分)

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長(内堀千恵子君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第17 議案第52号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(内堀千恵子君) 日程第17 議案第52号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長（古越敏男君） それでは議案書の28ページをお開き願います。

議案第52号について、ご説明申し上げます。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成21年6月2日

御代田町長

29ページをお出し願いたいと思います。

条例改正前に改正経過等について若干ご説明いたします。

昨年の8月11日、人事院勧告の中に、勤務時間に関する勧告がありました。内容は、近年の民間企業の所定労働時間の状況に鑑み、職員の勤務時間を1日8時間から7時間45分、1週40時間から35時間45分に改定し、21年4月1日実施との内容でありましたが、当町は、県、県内及び近隣市町村の動向を見るということで、本年4月1日の実施を見合わせてきておりました。国家公務員については、21年4月1日から実施、長野県内の状況は、80市町村中22市町村が本年4月1日から実施しました。うち、佐久広域管内においては、小諸市、小海町を除く南佐久郡の町村が実施済みでございます。県においては、本年6月、県会において提出、年内実施との予定でございます。また、佐久地方事務所長からは、早期に実施との意見もございました。

当町では本年1月現在、町内ミネベアほか9社の勤務時間を調査いたしました。1日8時間が4社、7時間45分が1社、7時間30分が5社でございました。

また、本年2月1日から10日間、5時15分から5時半までの来庁者と電話の件数を調査いたしました。この調査は、役場、保健福祉課、教育委員会の事務所でございます。その3カ所の来庁者が10日間で10名であり、1日1人、電話件数が29件、1日当たり2.9件でございました。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

29ページ及び資料番号3をご覧いただきたいと思います。

改正の内容説明は資料ナンバー3でご説明いたします。なお、実施については、平成21年4月1日からでございます。

それでは資料ナンバー 3、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表で  
ございます。

左側が新、右側が旧でございます。

まず、勤務時間等でございます。第 2 条 旧では 1 週 40 時間でございますが、  
38 時間 45 分ということで、1 週間につき 1 時間 15 分の短縮でございます。

2 条の 2 でございますが、再任用、短期短時間勤務職員。これは「16 時間」が  
「15 時間 30 分」「32 時間」が「31 時間」でございます。当町においては、  
再任用、短時間職員は現在おりません。休憩時間でございますが、「8 時間」を  
超える場合には休憩時間を与えるというのが「7 時間 45 分」で、15 分短縮したも  
のでございます。

次に非常勤勤務職員の勤務時間でございますが、「8 時間」が「7 時間 45 分」  
でございます。

続きまして一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございますが、時間  
外勤務手当等の関係でございます。これにつきましても、第 22 条第 2 項 「8 時  
間」を「7 時間 45 分」、15 分短縮するものでございます。

以上で、条例改正の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご採択いただき  
ますよう、お願い申し上げます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 18 議案第 53 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第 18 議案第 53 号 御代田町福祉医療費給付金条例の  
一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。



(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の30ページをお願いいたします。

議案第53号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。

平成21年6月5日提出

御代田町長

これにつきましては、先に長野県福祉医療費給付事業検討会において検討がなされ、平成21年度から、受給者負担金を1レセプト当たり300円から500円に引き上げるという結果になり、県は、平成21年3月に交付要綱を改正し、平成21年10月から受給者負担金を1レセプト当たり現在の300円から500円に引き上げることと決定しました。これを受けて、町でも条例を改正するものであります。

次の31ページをお願いいたします。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を次のように改正する。

第6条第7号中、「300円」を「500円」に改める。

改正の内容は、資料番号4の新旧対照表をご覧くださいと思います。

附則 適用期日 この条例は平成21年10月1日以降に行われる療養の給付等から適用する、というものでございます。

なお、長野県衛生部によりますと、平成14年から19年までの5年間での給付費の伸びは、11億円余り、36%に上り、将来的に存続できる施策とするためにも、やむを得ない措置であると。この見直しにより、県市町村の効果は、それぞれ3億円と見込まれる、ということでございます。

当町におきましても、小学生の町単独事業による受給者の増加、障害者手帳所持者の増加、1人親家庭の増加等により、平成20年度の支払事務手数料は、レセプト件数2万9,419件、644万2,761円で、平成19年と比較しますと、レセプト件数で3,735件、約82万円の負担増となっております。仮に、平成20年度の受給者負担金を500円として考えますと、1件につき200円の町負

担減となりますので、レセプト件数2万9,419件では588万3,800円の負担軽減となるという状況でございます。

ちなみに、平成21年度、21年4月現在の対象者数でございますが、就学前の乳幼児が823人、小学校の児童が649人、合計で1,472人。障害を持たれた方の関係が514人、母子が310人、父子が22人という状況でございます。

よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

いま、担当課長の方から詳しくその300円が500円に上がる分の、町の、町とすれば負担が軽くなる、町民にとっては負担が増になるわけですね。医療費として。それが588万円という、約、がおっしゃられたわけですがけれども、そこでちょっと1つお聞きしたいのは、町は先ほども乳幼児医療費分として150万円ほど浮いたという、ま、浮いたというか、予想していたよりも150万円ほど医療費がかからなかった、というのは、国の制度なり県の制度なりで、就学前までが県は無料化してきて、それから国は、医療費が3割負担を2割にしているという中で、町とすれば、かなり医療費が安くなっているわけですね。

そこで、1点。この福祉医療、今回の値上げにとっては本当に逆行することだということで、県でも批判が、議会の方でも出ていることは出ているんですけども、町としてこの300円から500円、自己負担が増えるわけですが、これ、この負担を求めた部分として、その浮いた580万円で更に年齢の引き上げ、もしくは御代田町はその乳幼児医療費については所得制限を設けているわけですがけれども、この点を改善する考えというものはあるでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） ただいまご指摘の点ですがけれども、確かに利用者に負担が増えるということでありましてけれども、これは県の方で決めたことでもありますので、これ

は県の決定に従うという点では、やむを得ない判断だと思っております。

ただ、いまのご指摘の中で、それによって町の拠出する予算が軽減されたというご指摘ですけれども、この点については、もうちょっとよく調べまして、それでそれが何かほかの福祉なりの対策として回せるものであるのかどうなのかということとは、いまちょっとここではまだ何ともお答えできませんが、その内容について、もうちょっと検討させていただいて判断してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま、町長もおっしゃられたように、町にとっての支出が、この制度改正によって出てきたものであれば、この福祉医療費の部分で還元していけないかということなので、是非、検討していただきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第19 議案第54号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（内堀千恵子君） 日程第19 議案第54号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小平嘉之町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） それでは議案書の32ページをお開きください。

議案第54号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

次のページもお願いいたします。

御代田町保育料徴収条例の一部を、次のように改正する。

表3条の別表中、左の欄、真ん中の欄については変更がございません。一番右の

欄の徴収金額表に定める額の×「10分の1」を下欄の「0」に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用するものです。

今回の改正条例につきましては、国の保育料月額徴収基準表の変更で、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置としまして、3人目以降の子どもに対し、いままでは徴収基準表に定める額の10分の1の保育料だったところが、3人目以降を今回無料とする改定でございます。

資料番号5をご覧くださいと思います。左のページに記載したものが改正前、右のページが改正後の基準表になります。備考欄の一番下の行の太枠で囲まれた部分についての変更でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第55号 浅麓環境施設組合規約の変更について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第20 議案第55号 浅麓環境施設組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小平嘉之町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） それでは議案書の34ページをお開きください。

議案第55号 浅麓環境施設組合規約の変更について

浅麓環境施設組合規約の一部を、別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

この変更につきましては、浅麓クリーンセンター、焼却場でございますが、の施

設の廃止に伴い、浅麓環境施設組合同規約の不用となった条文を削除するものでございます。浅麓クリーンセンターにつきましては、可燃ごみを処理するため、御代田町と小諸市の共同で、小諸市南ヶ原に焼却施設を建設し、昭和63年4月より運転を開始いたしました。平成14年11月末をもって運転を停止し、閉鎖をいたしました。平成19年度より施設の解体工事に着手し、平成20年7月解体工事が完了して、現在更地となっております。浅麓クリーンセンターに係る条文が不用となったため、規約の改正でございます。

次のページと資料ナンバー6についても、一緒にご覧いただきたいと思います。まず、3条の章中でございますが、(2)の「ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事」と、右の欄の「小諸市」と「御代田町」を削除し、下表のとおり(3)の「下水道汚泥処理施設の管理運営に関する事」を(2)と改めるものでございます。

続いて第11条2項でございますが、3条同様に不用となった2号を削り、3号を2号に改めるものでございます。

附則としまして、この規約につきましては平成21年8月1日より施行する。

この件につきましては、浅麓クリーンセンターを廃止したことで、浅麓環境施設組合から協議があり、一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議決を求められたものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第55号 浅麓環境施設組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第21 議案第56号 町道の路線認定について―――

○議長(内堀千恵子君) 日程第21 議案第56号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは、議案書36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号 町道の路線認定について、ご説明をいたします。

37ページをお開きいただきたいと思います。これに路線の詳細について示しておりまして、また資料番号7で路線の位置につきまして示させていただいております。両方合わせてご覧をいただきたいと思います。

今回の認定は、8路線ありまして、第1番目としまして、塩野区内線、これにつきましては、町長、先ほどの招集のあいさつでも触れておりましたが、浅間サンラインの管理一元化、県で管理を一元化するというに伴います県道昇格の代替路線の認定を行うものでございまして、塩野集落内の現在の県道を町道として管理するということになるものでございます。時期としましては、切りかえの時期としましては、県では10月ごろを予定しているということでございまして、ここで町道の認定を行いましても、上位の県道の認定は外れておりませんので、今後も引き続いて、切りかえられるまでは県の方の管理ということになるというものでございます。

この浅間サンラインにつきましては、上田から軽井沢までの広域農道としまして、通称「浅間サンライン」と呼ばれておりますが、現在、日交通量1万台を超える幹線道路となっております。しかし、それにもかかわらず、小諸市と御代田の一部に

つきましては、市町村道という管理をしておりました。大半を占める上田市、東御市、軽井沢町分は、既に県道となっておりましたので、県による維持管理の一元化が強く求められていったということでございます。しかし、農政予算も投入されているということがネックとなりまして、長い間議論をされてまいりました。交通量の多さからくる舗装の損傷等激しいものでありまして、財政面でも市町村では限界があるということ、それから利用者からも、効率的な維持管理を望む声が多く寄せられていたということもございまして、このたび全線県道化ということが実現する運びとなったものでございます。

あと、三ツ谷区内2号線、それから東台17号線、東台18号線、東台19号線、向原30号線、向原31号線、向原32号線、この7路線につきましては、沿線の宅地化が進んで、町道として管理することが望ましいと判断をし、認定をするものでございまして、合わせて8路線について、道路法第8条第2項の規定により、議会にお諮りをするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第22 議案第57号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第22 議案第57号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の38ページをお願いいたします。

議案第57号 平成21年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1,206万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ66億7,153万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正による。

資料番号8をお願いをしたいと思います。資料でご説明をいたします。

平成21年度一般会計補正予算（第1号）、歳入です。

款1の町税から、2ページの款11の交通安全対策特別交付金までは、補正はございません。

2ページをお願いいたします。12の、款12、分担金及び負担金。項1の負担金。補正額7万5,000円。農地災害復旧工事受益者負担金でございます。

14の国庫支出金。項1の国庫負担金。補正額で170万4,000円。内容ですけれども、農地農林災害復旧で80万1,000円。それから国有林整備事業で90万3,000円です。

款15、県支出金。項1、県補助金。補正額777万円の補正です。大きなもので妊婦それから乳児健診の補助金441万円です。

項3、委託金。31万8,000円の増額の補正です。主なもので農業用水の水源地域保全対策事業24万6,000円です。

次の3ページをお願いをいたします。款20、項1、補正額610万円です。内容ですけれども、610万円の増額の補正です。コミュニティー事業助成金190万円。これにつきましては、コミュニティーの助成事業で上宿区への東屋、ベンチ等の助成金でございます。

それからスポーツ振興くじ助成金425万8,000円。これまた歳出のところでご説明いたしますけれども、B&Gの芝生広場の助成金でございます。



続きまして款 21、町債。項 1、町債。390 万円の減額の補正でございます。地域活性化事業債 390 万円の減額の補正ということでございます。

合計で補正額 1,206 万 7,000 円。補正後の予算額で 66 億 7,153 万 9,000 円です。

次のページをお願いいたします。歳出。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。補正額で 749 万 3,000 円の減額の補正でございます。主なものといたしまして、人事異動に伴います一般人事管理経費ということで、1,087 万円の減額でございます。

項 2 の徴税費。補正額 438 万 5,000 円の減額です。これにつきましても、人事異動に伴います人事管理経費の減額でございます。

項 3、戸籍住民基本台帳費。補正額 76 万 9,000 円の減額です。これにつきましても人事異動に伴います人事管理経費の減額でございます。

項 5、統計調査費。7 万 2,000 円の増額の補正です。主なもので調査員の報酬 10 万 2,000 円の増額の補正でございます。

款 2、民生費。項 1、社会福祉費。補正額 48 万 8,000 円です。これにつきましても、主なもので異動等に伴います一般職の人事管理経費 645 万 6,000 円ほか繰出金等でございます。

続きまして項 2、児童福祉費。補正額 140 万 3,000 円の減額でございます。主なものといたしまして、保育園の臨時嘱託職員の賃金 79 万 3,000 円の減でございます。

款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。873 万 2,000 円の増額の補正でございます。主なものといたしまして、妊婦・乳児健診の検査の経費 773 万円の増ということで、この検査費用が、検査が 5 回から 14 回に増加になったと。補助金のところでも増えているということで、増額になっております。

項 2、清掃費。補正額で 46 万 9,000 円の増額です。内容ですけれども、一般廃棄物の集積用のハウスでございます。

款 6、農林水産業費。項 1、農業費。補正額で 15 万 4,000 円の増額でございます。内容ですけれども、耕作放棄地の現地の確認図の印刷代でございます。

次の 5 ページをお願いいたします。項 2、林業費。補正額 97 万円の増額の補正でございます。国有林の緩衝帯整備事業で 90 万 7,000 円の増額の補正でござ

います。

項 2、農地費。補正額 6 3 万 5, 0 0 0 円の増額の補正でございます。内容ですけれども、頭首工台帳等の整備の委託、それから土地改良事業補助の増額ということでございます。

款 7、商工費。項 1、商工費。補正額 2 2 5 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましても、人事異動等に伴います人事管理経費の減額でございます。

款 8、土木費。項 1、土木管理費。補正額 5 5 3 万円の増額でございます。これにつきましても、異動等に伴います一般職の人事管理経費の増額でございます。

項 2、道路橋梁費。補正額 3 3 万 9, 0 0 0 円の増額の補正でございます。内容ですけれども、地下の埋設ケーブルの補償料でございます。

款 1 0、教育費。項 1、教育総務費。9 3 万 6, 0 0 0 円の増額の補正でございます。内容ですけれども、中学校の建設事業経費で 9 1 万 8, 0 0 0 円で、事務費等の増額の補正でございます。

それから項 2、小学校費。補正額 8 7 万 3, 0 0 0 円の減額です。内容ですけれども、臨時嘱託職員の賃金で 1 3 2 万 1, 0 0 0 円の減額です。

項 3、中学校費。補正額 7 2 万 7, 0 0 0 円の増額です。産休代替職員の賃金の増額でございます。

項 4、社会教育費。補正額 7 7 1 万円の増額の補正でございます。主な内容で、異動等に伴います一般職の人事管理経費 7 2 5 万 9, 0 0 0 円の増額の補正です。

それから項 5、保健体育費。これにつきましては、財源変更でございます。

次のページをお願いいたします。款 1 1、災害復旧費。項 1、農林水産業施設災害復旧費。補正額 3 万円ということで、消耗品でございます。

款 1 4、予備費。歳入歳出予算を予備費 2 4 5 万 2, 0 0 0 円で調整をさせていただきまして、予備費の合計が 9, 2 6 4 万 2, 0 0 0 円。補正の総額で 1, 2 0 6 万 7, 0 0 0 円、補正後の予算額で 6 6 億 7, 1 5 3 万 9, 0 0 0 円になります。

予算書の 5 ページをお願いいたします。第 2 表の地方債の補正でございます。

起債の目的、地域活性化事業。補正前、限度額 2, 6 6 0 万円。補正後、2, 2 7 0 万円ということで、3 9 0 万円の地方債の減額の補正となります。これも先ほどから説明しておりますけれども、B & G の芝生化工事について、スポーツ振興宝くじの助成が決定をしたということで、この地域活性化事業での起債を起こして事業を

行うということになっておりましたけれども、スポーツ振興宝くじでできるということで、今回、減額の補正をさせていただくものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

1点お聞きをいたします。

今回の補正の大きい妊婦健診とかの増額ですけれども、いま課長の方から5回から14回になっての増額だというお話がありました。この妊婦健診ですけれども、14回になって、健診にはいろいろあるんですけれども、超音波健診というのがあるんですけれども、その超音波健診をこの14回の中に入れていない自治体が結構今回あるという中で、御代田は超音波健診もこの14回の中には含まれているのでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

県から流れてきた情報では、14回に切りかえるということではございました。このほかに4回の超音波健診がございまして、こちらは各市町村で選択していいという状況でございます。

私どもの町としては、妊娠初期に1回、妊娠初期の第2段階で1回、妊娠中期、それから妊娠後期と、計4回を公費の中で賄うという状況で対応をさせていただいております。

ばらつきの関係につきましては、近隣の町村の状況で、軽井沢は私どもと同じ状況で実施をなさるようです。隣の小諸、佐久は、実施の予定はない。立科も実施は予定していないようです。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 3 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 3 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 3 9 ページをお願いいたします。

議案第 5 8 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第 2 2 0 条第 1 項の規定により、平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり提出する。

平成 2 1 年 6 月 5 日提出

御代田町長

今回の補正は、国保会計上で保健事業の充実は国・県調整交付金の 3 点にあたってても有利に働くため、従来、一般会計の保健事業費中の保健衛生普及費の看護師雇用賃金を医療費適正化のためのレセプト分析に位置づけまして、それからまた疾病予防経費の講師謝礼、旅費、委託料を、生活習慣病予防事業に位置づけて、国庫補助申請をしようとするものです。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 1 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 1 2 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 4 億 1, 9 3 9 万 8, 0 0 0 円とする。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款 10、繰入金。既定額に 1 2 2 万 3, 0 0 0 円を増額補正するものです。他会計繰入金ということで、町負担分の繰入を行うものでございます。

歳入合計が 1 4 億 1, 9 3 9 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 8、保健事業。項 2、保健事業費。既定額に 2 4 4 万 6, 0 0 0 円を増額補正するものでございます。先ほど説明したように、看護師賃金、講師謝礼等でございます。

款 11、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。既定額に 3 万 7, 0 0 0 円を増額するものでございますが、20 年度分の国庫返還金の確定により、増額をするものでございます。

款 12 の予備費で歳入歳出を調整させていただいておりまして、1 2 6 万円を減額するものであります。

歳出総額は 1 4 億 1, 9 3 9 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 24 議案第 59 号 平成 21 年度御代田町老人保健医療

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第 24 議案第 59 号 平成 21 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の40ページをお願いいたします。

議案第59号 平成21年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について

地方自治法第220条第1項の規定により、平成21年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

平成21年6月5日提出

御代田町長

今回の補正につきましては、医療費支給経費の増加見込みと、支払基金償還金の発生に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ143万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ358万7,000円とする。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額に143万8,000円の増額をするものでございます。

歳入合計が358万7,000円となります。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。既定額に80万円の増額をするものです。入院に伴う高額療養費が見込まれます。

款3、諸支出金。項1、償還金。既定額に63万8,000円の増額をお願いするもので、20年度の支払基金交付金の超過額を返還するものでございます。

歳出合計が358万7,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第25 議案第60号 平成21年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀千恵子君） 日程第25 議案第60号 平成21年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第60号 平成21年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第220条第1項の規定により、平成21年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

平成21年6月5日提出

御代田町長

今回の補正につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金関係と、人事異動に伴う人件費の増に対応するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ577万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億3,379万6,000円とする。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正であります。歳入でございますが、款7、財産収入。項1、財産運用収入。1万3,000円を増額するもので、基金の利子でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に327万5,000円を増額する

もので、一般会計から人件費分を繰り入れるものであります。

それから項2、基金繰入金。248万3,000円を計上いたしまして、これは保険料軽減分の基金からの繰入であります。

歳入合計が9億3,379万6,000円となります。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

款1、総務費。項1、総務費。既定額に6万6,000円の増額をするもので、これは介護保険計画策定委員の報酬でございます。

款2、保険給付費。項1、保険給付費。これにつきましては、財源変更であります。

款4、地域支援事業費。項2、包括的支援事業任意事業。既定額に356万9,000円を増額するもので、保健師1名分の人件費であります。

款5、基金積立金。項1、基金積立金。既定額に1万4,000円を増額するもので、利子分の積立でございます。

款6、諸支出金。項1、諸支出金。既定額に42万6,000円を増額するもので、平成20年度に行いました改修補助金の過払い分の返還をこちらでしてまいります。

款8、予備費。こちらで調整をさせていただきますと、169万6,000円を増額して、歳出総額が9億3,379万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第26 議案第61号 平成21年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀千恵子君） 日程第26 議案第61号 平成21年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第61号 平成21年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について

地方自治法第220条第1項の規定により、平成21年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

平成21年6月5日提出

御代田町長

今回の補正につきましては、制度改正に伴うシステム改修費の計上でございます。予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,593万9,000円とする。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。補正額48万円でございます。財源を一般会計から繰り入れるものでございまして、歳入合計が9,593万9,000円となります。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額に48万円を増額補正するもので、システム改修委託料でございます。

歳出合計が9,593万9,000円とするものであります。

よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 27 議案第 62 号 平成 21 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第 27 議案第 62 号 平成 21 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の 48 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 62 号 平成 21 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正） 既定の歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2 ページをお願いいたします。歳出でございますが、款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。補正額 32 万 7,000 円の増額でございます。これにつきましては、小沼簡水への繰出で、水道専用車の車検代と水質検査の委託料ということの案分経費をお願いするものでございます。

それから予備費でございますが、32 万 7,000 円の減額でございます。その財源として予備費より充てるものでございます。

歳入はございませんので、以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第28 議案第63号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀千恵子君） 日程第28 議案第63号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書44ページをお開き願いたいと思います。

議案第63号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ32万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億1,046万9,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございますが、款4、繰入金。項1、他会計繰入金。32万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは案分経費としての御代田簡水からの繰入金でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。12万9,000円の増額をお願いするものでございまして、これは水道で使っております専用車の車検代をお願いするものでございます。

それから項2、施設管理費。63万1,000円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては、いま水道法の中で365日、1年間毎日義務化をされている水質検査、これにつきましては、現行は土日祝祭日は実際行っていないというのが現状でございました。ここで新型インフルエンザですとかいろいろな問題が出てきてまいりまして、非常に厳しい指導も受けている、そんな関係で、その辺、委託により実施をし、より適正な水質管理に努めていきたいということでございま

して、今回補正をお願いするものでございます。

それから予備費でございますが、43万3,000円の減額ということで、その財源として予備費を充てさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第64号 平成21年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第29 議案第64号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書45ページをお願いいたします。

議案第64号 平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成21年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入、歳出、ございません。債務負担行為のみでございまして、第1条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為による。

2ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、公共下水道事業で期間、平成22年度。限度額を3億4,600万円、お願いするものでございます。これにつきましては、汚水の増加に伴う処理場施設の増設を行うものでございませ

て、21年度、22年度の2カ年で計画をしてございます。ここで設計額が、結局、ほぼ概算が出たということをお願いをするものでございますが、全体設計額としましては4億4,200万円としております。そのうちの今回22年度分の3億4,600万円につきまして、債務負担をお願いするものでございます。

よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第30 平成20年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、

貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（内堀千恵子君） 日程第30 平成20年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の46ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について、ご説明をいたします。

次のページをお願いをいたします。

議案第1号ということで、この件につきまして、平成21年5月21日に公社の理事会に提出をいたしまして、承認がされました。

次のページをお願いいたします。第37期事業報告書。

次のページをお願いいたします。

平成20年度第37期事業報告書

1、概要 当社は、公共用地等の先行取得及び管理、処分を行うことにより、御代田町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的としているとこ

ろであるが、当年度においては、土地の先行取得、保有土地の売却ともになかった。  
なかったということでございます。

次に3の会計。(1)の財産目録でございます。

1 流動資産

(1) 現金及び預金 454万2,318円

(2) 公有用地 1億3,822万9,277円

(3) 土地造成事業用地 1億359万2,570円 やまゆり工業団地

資産の合計で2億4,636万4,165円です。

2ページをお願いいたします。

(2)平成20年度御代田町土地開発公社損益計算書 1 事業収益 事業の総  
利益で8,433円。

3の販売費及び一般管理費 事業損失ということで16万3,567円。

4の事業外収益 経常利益1万4,171円。当期の純損失14万9,396円。

当期の損失で14万9,396円です。

次のページをお願いいたします。

(3)平成20年度御代田町土地開発公社貸借対照表

資産の部 流動資産 資産の合計で2億4,636万4,165円。

負債の部 2の固定負債 負債合計で1億7,940万円。

資本の部 1 資本金 350万円。2 準備金 6,346万4,165円。

資本合計 6,696万4,165円。

負債資本合計 2億4,636万4,165円でございます。

次ページ以降につきましては、この決算に対する内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって平成20年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照  
表及び損益計算書の報告を終わります。

――日程第31 平成20年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について――

○議長（内堀千恵子君） 日程第31 平成20年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の47ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

平成20年度御代田町繰越明許費繰越計算書

御代田町一般会計 款、項、事業名。

まず、款2の総務費。項1の総務管理費。定額給付金費。金額2億3,897万3,000円。翌年度繰越額2億3,649万9,000円。財源については、書いてあるとおりでございます。

次に款3、民生費。項1、児童福祉費。事業名、子育て応援特別手当事業。金額969万8,000円。翌年度への繰越額967万3,000円でございます。財源については書いてあるとおりでございます。

款4、衛生費。項2、清掃費。事業名、塵芥収集処理経費。金額1,500万円。翌年度への繰越1,470万円でございます。財源については書いてあるとおりでございます。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。事業名、道路維持管理経費でございます。これにつきましては、中島線駅前8号線、それから国道大久保線でございます。金額1,412万3,000円。翌年度への繰越額1,138万3,000円で、財源については書いてあるとおりでございます。

合計で2億7,779万4,000円。翌年度への繰越額2億7,225万5,000円。財源については書いてあるとおりでございます。

以上のとおりご報告を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成20年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第54号及び議案第56号から議案第64号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時40分